

徳島森林づくり推進機構請負事業仕様書

I 共通

1 摘要

- (1) 当仕様書は、徳島森林づくり推進機構請負事業（以下「事業」という。）の実施にあたって適用する。
- (2) 当仕様書に定めのないものは、徳島県農林水産部の定める「徳島県農林土木工事共通仕様書」（平成18年7月徳島県告示第747号）を準用する。

2 材料の搬入及び管理

- (1) 事業用資材は、事業の行程に従い、その進捗に支障のないよう十分な計画性をもって、事業現場に搬入しなければならない。
- (2) 搬入した事業用材料のうち監督員の指示するものは、あらかじめ監督員の検査を受け、その指示に従い使用し、また保管しなければならない。保管材料は、監督員が必要に応じて行う点検に対応できるよう保管しなければならない。

3 後片付け等

請負者は、事業が完了したときは、後片付け等現場整理及び清掃を行わなければならない。

4 現場代理人等

現場代理人等は、請負者と直接的、恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
請負者は、これを健康保険証等で証明しなければならない。

(1) 現場代理人

現場代理人は、請負契約の履行に関し、その運営及び取り締まりを行うとともに、一切の権限（請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使できる者であること。

(2) 主任技術者

- ① 森林整備事業等で発注者が特に指示しない請負事業の主任技術者は、次のア・イ・ウのいずれか及びエに該当するもので、森林整備実施の技術をつかさどる者であること。

ア 学校教育法に定める学校において、林業に関する学科を修めた者で、森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する全ての職務経験が次のいずれかに該当する者。

- i) 高等学校を卒業した後、5年以上。
- ii) 大学又は高等専門学校を卒業した後、3年以上。

イ 森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関する職務経験が次のいずれかに該当する者。

i) 旧実業高校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後、5年以上。

ii) 専門学校卒業程度検定規定による検定で、林業に関する学科に合格した後、3年以上。

ウ 森林整備業務又はこれに類する業務の実施に関し10年以上の実務経験を有する者。

エ 徳島県が行う管理研修（講義、現地研修）を受講し、県に登録（登録期間は、登録後2年間）されている者又は、機構が実施する管理研修を受講し、機構が認める者。

(3) 作業主任者

素材生産事業にあつては、当仕様書第Ⅳ（素材生産事業）に定める作業主任者を常駐させさせること。

(4) 現場代理人及び主任技術者、又は作業主任者は兼任することができる。

(5) 主任技術者が専任しなければならない事業のうち、密接な関係ある2以上の事業を同一の受注者が、同一の場所又は近接した場所において実施するときは、同一の主任技術者がこれらの事業の技術を管理することが出来るものとする。

Ⅱ 新植（補植）事業

1 苗木の品質

苗木は、所定の規格以上のもので光沢がよく、枝条及び根系が充実しており、病害虫の付着及び損傷がないものであること。

2 提供苗木

請負者は、提供された苗木が前項の品質に適合しているかを検収して、受領すること。この場合、不適合な苗木を確認したときは、直ちに監督員に報告し指示を仰がなければならない。

3 地拵の方法

(1) 事業区域にある木竹、笹、雑草等の地被物は、監督員の指示するものを除き、全て地際より伐倒又は刈り払うこと。

(2) 伐倒、刈払物は、その後の作業に支障のないよう処理すること。

(3) 筋刈の場合は、整理した地被物が四散しないよう措置を行うこと。

(4) 補植、被害地造林、災害復旧の場合は、植付地周辺の地被物又は雑草等を除去し、地面を平らにならすこと。

4 苗木の取扱

- (1) 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等により根部の乾燥、及び根茎の損傷を防ぐ措置を充分に行うこと。
- (2) 植付にあたっては、一度に多量の苗木を携行しないこと。やむを得ず携帯する必要があるときは、必ず撒水した切葉等を入れた苗木袋を用い、苗木の乾燥に特に留意すること。
- (3) ポット苗等については、水分管理を適切に行うなど管理を十分に行うこと。

5 植付の方法

- (1) 植付箇所を中心に50～80cm四方の地被物を除き、植穴全体を深さ30cm程度に耕し、雑草木の根をよく切り離して取り除くこと。
- (2) 埋め戻し表土に地被物を混入しないこと。
- (3) 植穴中央に挿入した苗木は、揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固めること。
- (4) 植付けた苗木は、根際が概ね地表と水平よりやや深めになるようにし、落葉、落枝などで根元を覆うこと。
- (5) 樹種別植付箇所、面積、数量及び列間、苗間等については、監督員の指示に従うこと。
- (6) ポット苗等については、監督員の指示により、植付を行うこと。

Ⅲ 保育事業

1 下刈作業

- (1) 事業区域内にある植栽木以外の地被物は、特に指示するものを除き、地際より刈り払うこと。
- (2) 作業中植栽木に損傷をあたえないこと。
- (3) つる類が植栽木に巻きついている場合は、ていねいに除去すること。
- (4) 風害等により植栽木が倒れているときは、ていねいに起こすこと。
- (5) 刈り払った地被物は、その場所に残置し、林外に持ち出さないこと。

2 つる切作業

- (1) 植栽木に巻きついているつる植物のすべてを切除すること。
- (2) 除去にあたっては、根もろとも引き抜くか、又は地際より切断すること。
- (3) 引き抜き又は切断したものは樹根から完全に除去すること。
- (4) 雑・針除伐作業を兼ねる場合は、雑・新除伐事業の仕様を準用すること。

3 雑除伐作業

- (1) 植栽木の生長を阻害している雑木竹及びつる類を伐倒、切除すること。
- (2) 植栽木を除伐する場合は、監督員の指示に従うこと。
- (3) 伐倒する立木竹の株の高さは、概ね地上30cm程度とすること。
- (4) 作業中、植栽木に損傷を与えないこと。
- (5) 伐倒木は、道路の通行や今後の保育作業及び森林管理に支障とならないように、また降雨時に流失の恐れのないように処理すること。
- (6) 伐倒木はその場に残置し、特別な指示がない限り林内から持ち出さないこと。
- (7) つる切作業を兼ねる場合は、つる切事業の仕様を準用すること。

4 針除伐作業

- (1) 設計書に定める伐採率の植栽木本数、並びに植栽木の生長を阻害している雑木竹、つる類を伐倒、切除すること。
- (2) 伐倒は、損傷及び病虫害による被害木、並びに生育不良等劣勢木を優先し、植栽木の残置配置を十分に考慮すること。
- (4) 伐倒する立木竹の株の高さは、概ね地上30cm程度とすること。
- (5) 作業中、植栽木に損傷を与えないこと。
- (6) 伐倒木は、道路の通行や今後の保育作業及び森林管理に支障とならないように、また降雨時に流失の恐れのないように処理すること。
- (7) 伐倒木はその場に残置し、特別な指示がない限り林内から持ち出さないこと。
- (8) つる切作業を兼ねる場合は、つる切事業の仕様を準用すること。

5 枝打作業

- (1) 枝打ち該当木及び枝打ちの高さは、設計書及び監督員の指示に従い実施すること。
- (2) 枝打ちは、切り口ができる限り樹幹に接し、かつ平滑になるよう丁寧に枝を切断すること。ただし、枝隆（枝の基部に生ずる隆起したところ。）のある枝を切断する場合は、枝隆の先端部分を幹に平行に切断すること。
- (3) 切断にあたっては鎌、枝打鉋及び枝打鋸を使用して行い樹幹に傷を付けたり、樹皮を剥離しないよう注意すること。
- (4) 切断に際しての上方からの打ちおろしは、切断部を損傷しやすいためこれを避け、側方打ちで行うこと。
- (5) 樹幹に巻きついたつる類は、除去すること。

6 手入間伐作業

- (1) 設計書に定める伐採率の植栽木本数、並びに植栽木の生長を阻害している雑木竹、つる類を伐倒、切除すること。
- (2) 伐倒は、損傷及び病虫害による被害木、並びに生育不良等劣勢木を優先し、残置

植栽木の配置を十分に考慮すること。

- (4) 伐倒する立木竹の株の高さは、概ね地上30cm程度とし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けること。
- (5) 伐倒の方向は、原則として斜面上方又は側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況、周囲の地形及び地物の状況を勘案して、最も安全な方向に倒すこと。
- (6) 作業中は、残置木に損傷を与えないこと。
- (7) 作業中に発生したかかり木は、速やかに処理すること。
- (8) 伐倒木は、道路の通行や今後の保育作業及び森林管理に支障とならない程度に、また降雨時に流失の恐れのないように、枝おろし又は切幹等の処理をすること。
- (9) 伐倒木はその場に残置し、特別な指示がない限り林内から持ち出さないこと。

7 風・雪倒木引起し作業

- (1) 植栽木を直立させる場合、植栽木を傷つけたり折ったりしないよう注意すること。
- (2) 直立させたら、根元を踏み固めること。
- (3) 引き起こしに使用する材料は、機構が認めたものを使用すること。

8 動物被害防除作業（薬剤散布）

- (1) 薬剤の取扱い及び施用方法は、監督員の指示によること。
- (2) 散布器具及び容器の洗浄水、また薬液を河川に流さないこと。
- (3) 事業実施は、気象条件を勘案して、薬液の効果が最大に発揮できるようにすること。

Ⅲ 施設事業

1 歩道新設（補修）作業

- (1) 設計図書に示す位置で、測線を中心に幅1m程度にある笹、雑草、雑木等を刈払い、横断方向路面を水平に整地すること。歩行の支障となる根株は除去し、幅40cmの歩道とすること。
- (2) 斜面傾斜角度で45度以上の箇所は全切り込みとし、その他の箇所にあっては盛土を併用する。
- (3) 谷間等で工作物が必要な場合は、監督員の指示を受けること。
- (4) 凹地形又は滞水の恐れのある箇所は、排水溝を設けること。
- (6) 歩道作設で生じた残土は、崩落、流出がないよう処理すること。
- (7) 植栽木の除去が必要となるときは、監督員の指示を受けること。

2 防火線新設（補修）作業

- (1) 防火線の幅は、設計図書によるものとし、その幅の確保が困難な場合は監督員の

指示を受けること。

- (2) 防火線内の雑木竹を地際から伐倒し、防火線外に除去すること。
- (3) 植栽木又は有用樹が支障となるときは、監督員の指示を受けること。

3 境界線新設・刈払作業

- (1) 社営林の境界に沿って、幅1.5m以上の刈払いをすること。
- (2) 作業中に植栽木を損傷しないこと。
- (3) 刈払物は、その後の作業に支障とならないよう処理すること。
- (4) 境界杭の設置を伴う場合は、設置位置等について監督員を指示を受けること。

IV 素材生産事業

1 林業技術資格及び技能研修終了者の届出

請負者は、事業着手前に仕様書様式1号による作業主任者選任等の届出をし、機構の審査を得なければならない。また、変更がある場合も同様とする。

(1) 作業主任者の選任

事業の中に機械集運材作業がある場合には、労働安全衛生法第14条及び同法施行令第6条に基づく作業主任者を選任しなければならない。

選任された作業主任者は、現場に常駐しなければならない。

(2) 作業員の資格及び技能修了届け

当該請負事業に従事する作業員全員の有資格等を届けること。

2 伐木作業

- (1) 設計図書及び監督員が指定する材木は、素材原木として不適当なものでも、すべて伐採すること。
- (2) 指定伐採区域外の立木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要性を生じたときは、監督員の指示を受けること。
- (3) 伐倒の方向は原則として斜面上方又は側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、かつ林木の損傷が少なく、集材が容易と認められる方向に倒すこと。
- (4) 伐採点の標準は、傾斜地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。ただし、根株に極印のある立木は、極印を残して伐採すること。
- (5) 受口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないよう心掛け、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。
- (6) 追口は、受口の切り口の上部に水平に鋸を入れること。
- (7) 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、倒木の速度を加減

して除々に倒すこと。

3 造材作業

- (1) 造材の基準は、監督員の指示に従い造材すること。
- (2) 曲がり及び損傷部などの欠陥部位のある材は、監督員の指示に従い造材し、切捨又は搬出すること。
- (3) 枝払いは、幹肌と一面になるように行うこと。
- (4) 材長は、末口と元口を結ぶ最短長とすること。
- (5) 玉切りは、樹心に直角に玉切りし、挽き違いのないようにすること。

4 集材、搬出作業

- (1) 集材、搬出作業は、設計図書及び監督員が指定した方法に従って実行すること。
- (2) 集材に当たっては、残存立木に損傷を与えないこと。
- (3) 作業上必要な資材として社営林地内の立木及び土石等を使用する場合、又は作業上生じた支障木については、必ず監督員の指示を受けること。
- (4) 作業上転落、破壊等の防止対策を講ずる必要があるときは、監督員の指示に基づいて行うこと。
- (5) 搬出路、盤台等を開設する場合は、監督員の指示によって行うこと。
- (6) 小径木の取扱は、「小とび」等を使用し、材に損傷を与えないこと。
- (7) 搬出材は、監督員が指定する場所に集積すること。
- (8) 全幹集材の場合の盤台（荷受台を含む）は、十分堅ろうで、かつ枝打ち、造材、荷さばき等の作業が円滑にできる広さを確保すること。
- (9) 全幹集材によって生ずる枝葉等は、監督員の指示に従って処理すること。

5 はい積作業

- (1) はい積は指定された場所において、指定された仕分け区分に従い行うこと。
- (2) はい積相互間の距離その他については、監督員の指示によって行うこと。
- (3) はい積は、末口を揃えて行き、材に損傷を与えないよう行うこと。
- (4) その他必要事項については、監督員の指示を受けること。

6 出荷素材の検収作業

- (1) 請負者は、はい積ごとに機構へ届け出た現場代理人に運搬先別に樹種別、材長別数量（本数）を検収すること。
- (2) 運搬先別に検収した素材は、監督員の指示を受け、すみやかに運搬先に移送すること。
- (3) 移送にあたっては、貨物自動車積み込み時に運搬先毎に樹種別、材長別本数等を監督員に報告すること。

7 運搬作業

- (1) 請負者は、設計図書及び監督員の指示に従い、素材を指定された場所に運搬すること。
- (2) 請負者は、貨物自動車に丸太の積載に適した装置を施して、運搬途上の荷崩れ等の防止に努めること。
- (3) 積み込み、積み卸しは、材に損傷を与えないよう行うこと。
- (4) 道路交通法を遵守すること。
- (5) その他必要事項については、機構の指示を受けること。

V 作業道事業

1 基幹作業道（補修）事業

- (1) 工事は、徳島県農林土木工事共通仕様書（平成18年7月徳島県告示第747号）を準用し、完成するものとする。
- (2) 請負者は、工事着手前に次の「標準断面図板」を現場の見易い場所に掲示し、完了検査の終わるまで存置すること。

「標準断面図板」

年 度		事業主体	
事業名		施工者	
路線名		現場代理人	
施行箇所		工 期	平成 年 月 日着手
施行延長			平成 年 月 日完成
(標準断面図)			

「規格」 (ア) 大きさ縦0.7mから1.2mまで 横0.5mから1.0mまで

(イ) 標準断面図の縮尺1/5から1/50まで

2 森林作業道開設

- (1) 事業着手前に、設計図書及び現地測量杭の位置を確認し、素材生産事業に支障とされない線形であるか確認すること。

- (2) 伐開幅は、3 m程度とするが、作業路開設工事及び高性能林業機械の稼働に支障のない範囲で最小限になるよう努めること。
- (3) 伐開により発生した枝条は、道下2 m位の位置にならべ置くこと。
- (4) 工事にあたっては、切取盛土土量が均等となるよう林地の保全に努めること。
- (5) 切取勾配は、切取直高1.5 m程度までは直切りとし、それ以上の切取箇所は3分程度までの法勾配を設けること。
- (6) 盛土面は1割2分の法勾配を設けることを標準とし、現地発生の根株できるだけ法尻に敷並べ路体の保護に努めること。
- (7) 縦断は、一定勾配の距離の目安を30 m程度とする波状勾配とし、雨水により路面浸食の防止及び路体の安定をはかること。また25度以上の最急傾斜角は設けないこと。
- (8) 曲線半径は4 m以上を標準とする。
- (9) 丸太組工、排水溝及び表土ブロック等の工作物は、監督員と協議し施工すること。
- (10) 上記仕様により難しい場合は、必ず監督員の指示を得ること。

(仕様書様式1号)

平成 年 月 日

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構理事長 殿

請負者 住所

商号又は名称

代表者名

印

作業主任者及び資格、技能研修修了者届

平成 年 月で請負契約を締結した事業の作業主任者を選任致しました。また当事業従事者の林業技術に係る有資格等についてお届けいたします。

契約事項	事業名	平成 年度 事業				
	事業箇所	市郡	町村	字	番地	
	契約期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日				
	請負金額	円				
作業主任者	氏名	市郡 町村 字 番地 大正・昭和 年 月 日 年 ヶ月				
	住所					
	生年月日					
	従事年数					
従事者の林業技術資格及び技能研修終了項目（主任技術者も含む。） 有り：○印						
	従事者氏名					
	資格等名称					
	林業架線作業主任者資格					
	車両系建設機械運転技能講習修了					
	フォークリフト運転技能講習修了					
	玉掛け技能講習修了					
	小型移動式クレーン運転技能講習修了					
	はい作業主任者技能講習修了					
	機械集材装置運転特別教育修了					
	林内作業車集材作業安全教育修了					
	伐木等特別教育修了					
	刈払機取扱安全衛生教育修了					
	一級又は二級土木施工管理技士					